

令和6(2024)年9月6日

関係団体の皆様

栃木県動物愛護指導センター所長

### 収容動物における団体譲渡について

当センターの団体譲渡制度については、県の譲渡事業の趣旨に御理解いただきました団体等が登録し、ボランティアとして活動いただくことで成立している制度です。団体等から登録の申出があった場合は、当センターで定めた要領に基づいて申請を受け付け、提出書類の審査及び代表者の飼養施設を獣医師である当センター職員が現地確認をした上で、譲渡登録団体等として登録します。また、登録の有効期限は3年であり、継続する場合は、書類の審査及び現地確認などを改めて行います。

当センターといたしましては、栃木県動物愛護管理推進計画に基づき、今後とも捕獲及び引取りにより収容となる犬が減少するよう対策を講じるとともに、関係団体等と課題の共有を図り、当県の課題に応じた譲渡事業の見直しを検討して参りますので、なにとぞ、御理解、御協力くださるようお願いいたします。

愛護管理課

〒321-0166 宇都宮市今宮4丁目7-8

TEL : 028-684-5458 FAX : 028-684-5926

メール [doubutsu-asc@pref.tochigi.lg.jp](mailto:doubutsu-asc@pref.tochigi.lg.jp)